

すかがわ統計月報 5年4月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和5年3月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.42倍(対前年同月比0.07ポイント低下、対前月比0.04ポイント上昇)

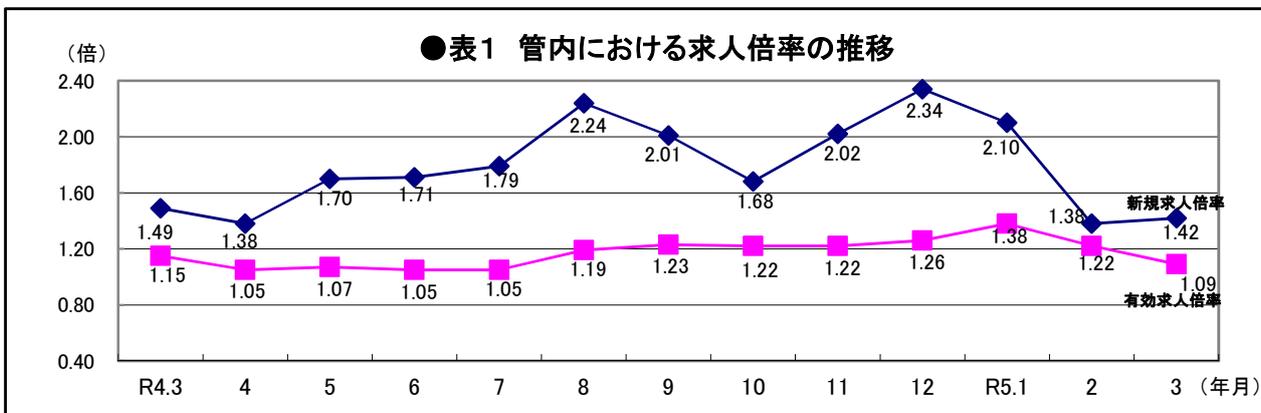
3月の新たな求職申込みは534件、求人申込みは760人分でした。
 これは、1件の求職申込みに対し1.42人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.09倍(対前年同月比0.06ポイント低下、対前月比0.13ポイント低下)

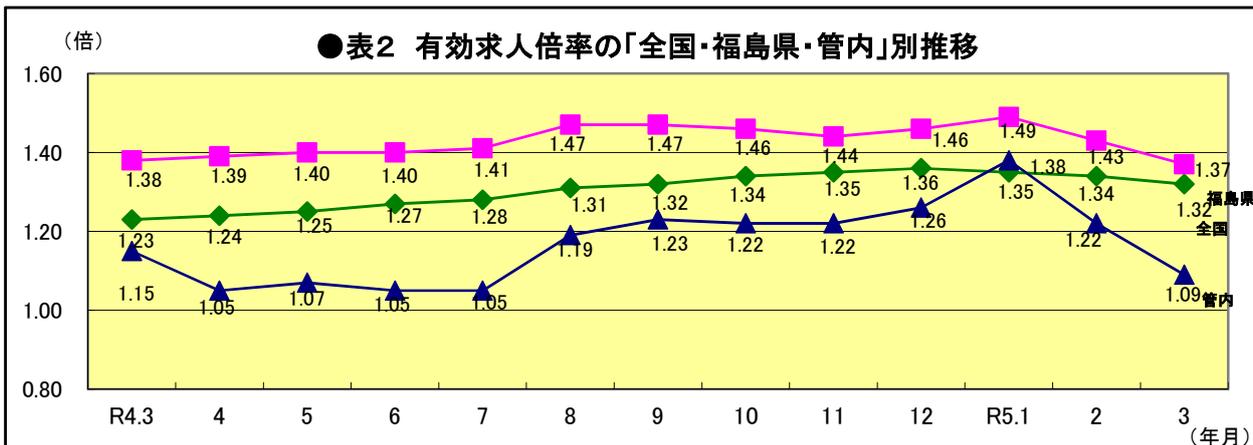
2月から引き続き求職している方と3月に新たに求職申込みした方の合計が2,119人であったのに対し、2月から繰り越された求人と3月に新たに申し込まれた求人の合計は2,307人でした。
 これは、1人の求職者に対し1.09人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



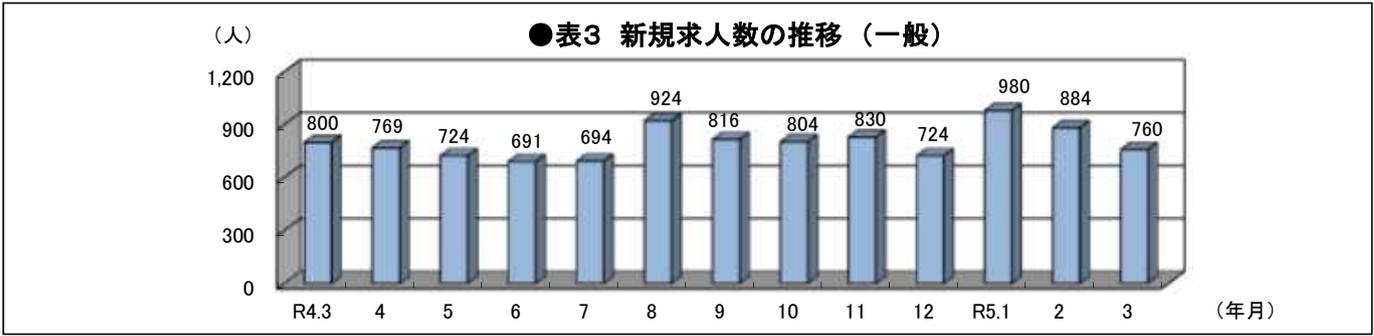
- 有効求人倍率 【全国】1.32倍(対前年同月比0.09ポイント上昇、対前月比0.02ポイント低下)
- 【福島県】1.37倍(対前年同月比0.01ポイント低下、対前月比0.06ポイント低下)
- 【管内】1.09倍(対前年同月比0.06ポイント低下、対前月比0.13ポイント低下)

※なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

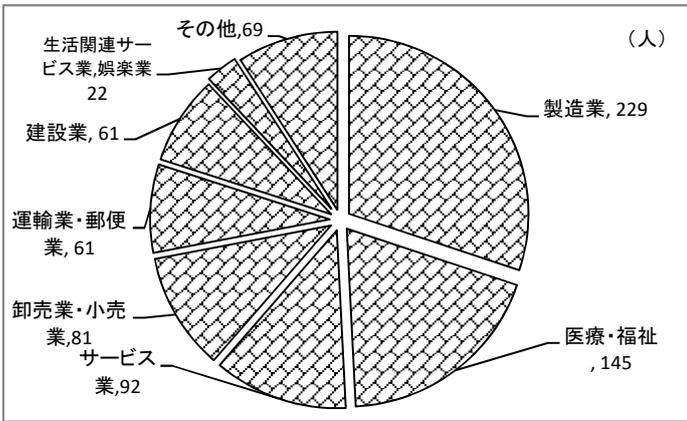
■新規求人数 760人 (対前年同月比5.0%減、対前月比14.0%減) (表3)



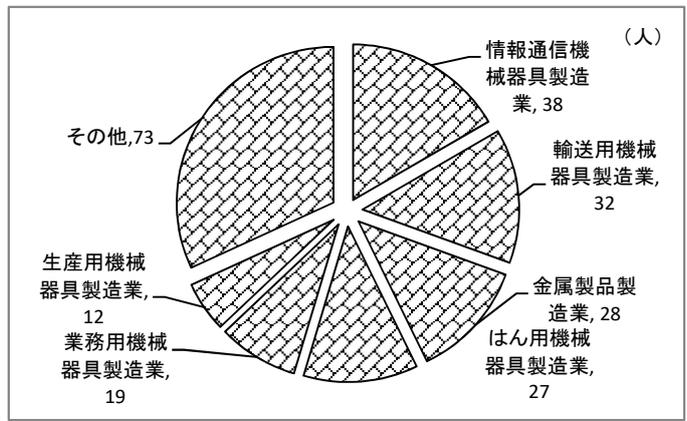
3月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が229人と最も多く、全体の30.1%を占めており、次いで医療・福祉、サービス業、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、情報通信機械器具製造業が38人と最も多く、製造業全体の16.6%を占めており、次いで輸送用機械器具製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業となっています。(表5)

●表4 新規求人数の産業別内訳 (3月)



●表5 新規求人数 (製造業) 内訳 (3月)

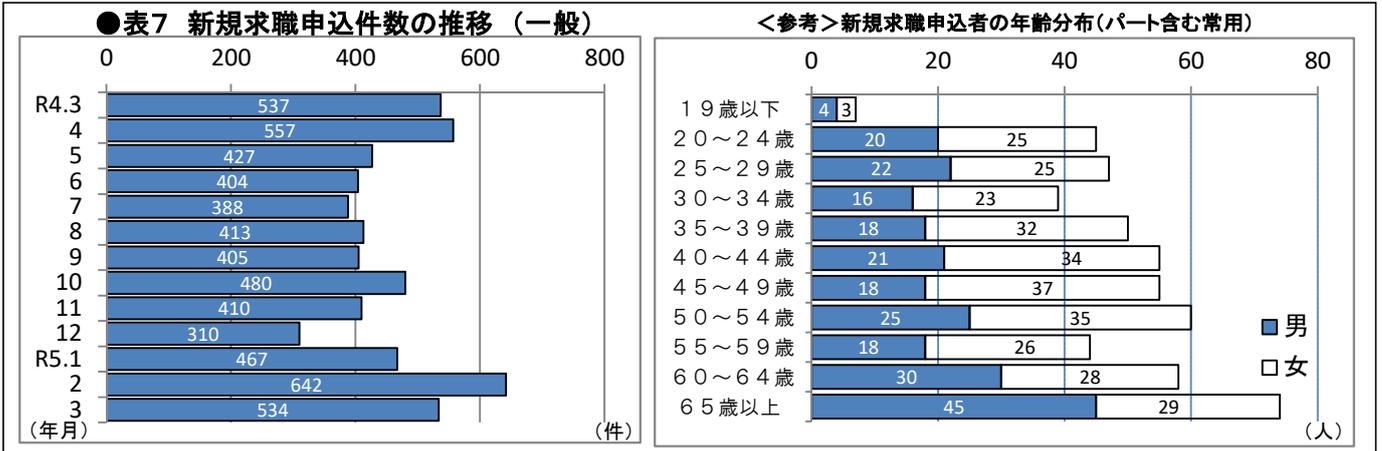


■月間有効求人数 2,307人 (対前年同月比1.4%増、対前月比2.9%減) (表6)



求職

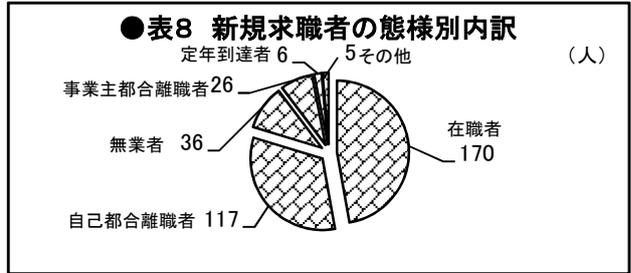
■新規求職申込件数 534件 (対前年同月比0.6%減、対前月比16.8%減) (表7)



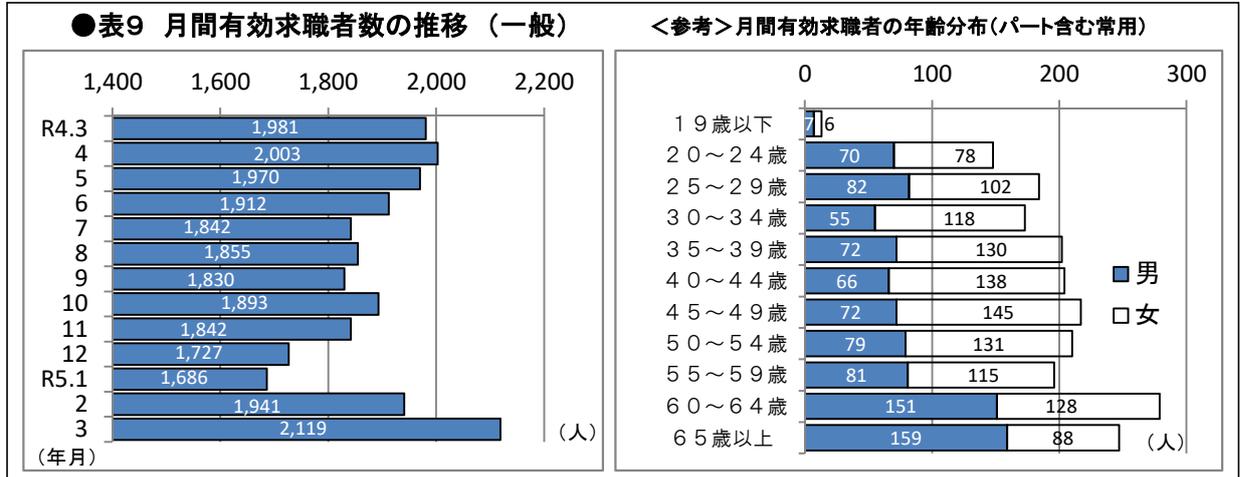
マイジョブ・カードを利用するとパソコンやスマートフォンから簡単にジョブ・カードが作成できるようになりました。人材育成や定着促進のためにジョブ・カードの活用をご検討ください。詳しくは、ジョブ・カード制度総合サイトまたは厚生労働省webサイトをご参照ください。



3月の新規求職申込件数360件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が170人と最も多く、全体の47.2%を占めており、次いで自己都合離職者(構成32.5%)、無業者(同10%)、事業主都合離職者(同7.2%)、定年到達者(同1.7%)となっています。(表8)



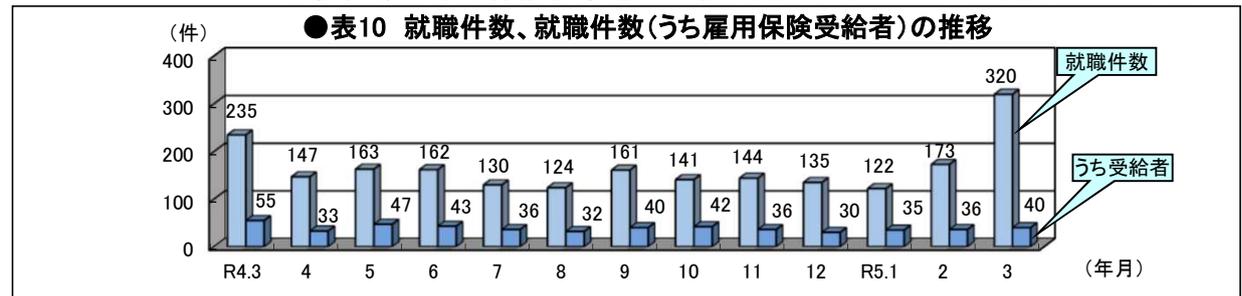
■月間有効求職者数 2,119人(対前年同月比7.0%増、対前月比9.2%増) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

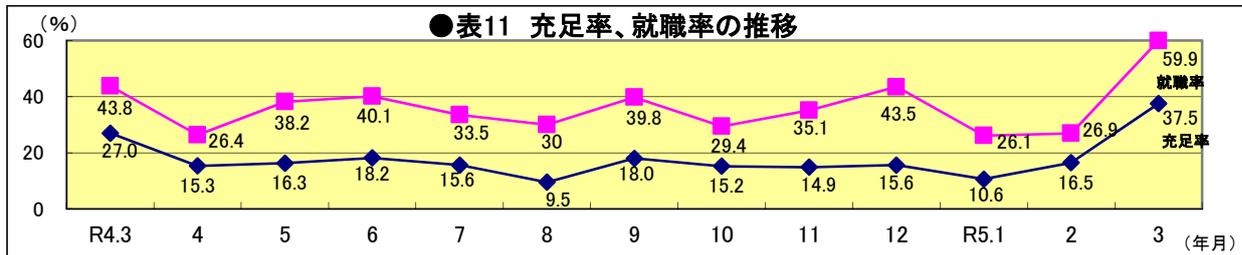
■就職件数 320件(対前年同月比36.2%増、対前月比85.0%増)
 ■就職件数のうち保険受給者 40件(対前年同月比27.3%減、対前月比11.1%増)(表10)



充足率、就職率

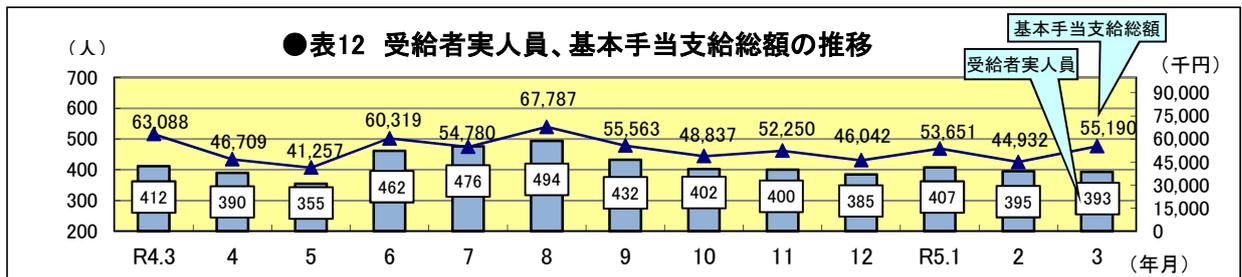
■充足率 37.5%(対前年同月比10.5ポイント上昇、対前月比21ポイント上昇)
 ■就職率 59.9%(対前年同月比16.1ポイント上昇、対前月比33ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 393人(対前年同月比4.6%減、対前月比0.5%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 55,190千円(対前年同月比12.5%減、対前月比22.8%増)(表12)



2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。**
 (令和5(2023)年4月施行)

対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
 すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。



よくあるご質問

Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

Q3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

Q4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。
分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

Q5 計算した割合の端数処理はどのようにしますか？

公表する割合は、算出された割合の小数点第1位以下を切り捨てたものとしてください。
配偶者が出産したものの数（分母となるもの）が0人の場合は「-」と表記してください。

Q6 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

<子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

$$\frac{\text{公表前々事業年度に出生した子の1歳までの合計育児休業取得日数（日）}}{\text{当該育児休業取得人数（人）}} = \text{平均取得日数（日）}$$

（小数点第1位以下切り捨て）

Q7 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 （決算時期）	初回公表期限	事業年度末 （決算時期）	初回公表期限
3月	令和5（2023）年6月末	9月	令和5（2023）年12月末
4月	令和5（2023）年7月末	10月	令和6（2024）年1月末
5月	令和5（2023）年8月末	11月	令和6（2024）年2月末
6月	令和5（2023）年9月末	12月	令和6（2024）年3月末
7月	令和5（2023）年10月末	1月	令和6（2024）年4月末
8月	令和5（2023）年11月末	2月	令和6（2024）年5月末

